

岩手県告示第827号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成19年岩手県告示第750号）で告示した釜石鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の釜石鳥獣保護区の区域 釜石市地内の市道水海線と民有林223林班2小班と3小班の境界との交点を起点とし、起点から同境界を北に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線に沿って白崎、馬田岬、鷲ノ巣崎と南東に進み更に北西に進み民有林218林班と217林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道水海線との交点に至り、同点から同市道を北に進み更に南東に進み更に北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。